

## 代理申請・代理受給に必要な添付書類等について

### ■代理申請(受給)ができる方

令和5年度明石市物価高騰対応支援給付金について、代理申請(受給)ができる方は、以下に掲げる方のみとなります。

- ① 令和5年12月1日時点で受給権者が属する世帯の世帯構成者
- ② 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人・補助人)
- ③ 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で、明石市長が特に認める者

### ■代理申請(受給)に必要な書類

#### 1 共通

申請者 (給付金の振込先口座)		代理人申請 (世帯主の口座)	代理人申請 (代理人の口座)	世帯主申請 (代理人の口座)
本人確認書類	世帯主分	●	●	●
	代理人分	●	●	●
口座確認書類	世帯主名義分	●		
	代理人名義分		●	●
必要となる追加書類		追加書類は下表①のみ	追加書類は下表①+②	追加書類は下表②のみ

★代理申請(受給)する場合は、確認書(申請書)裏面の代理人欄を必ず記入してください。

#### 2 追加書類一覧

代理人の種別に応じて、1 共通に記載の書類に追加し、下表の書類を添付してください。

代理人	追加書類	
	① 代理申請	② 代理受給
世帯主と同一世帯の構成員	追加書類なし	追加書類なし
同居の親族(別世帯)	追加書類なし	代理受給理由書
同居していない親族(別世帯)		
法定代理人(成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び補助人)	【申請・受給対象者が成年被後見人】 ●成年後見登記制度に基づく登記事項証明書の写し  【申請・受給対象者が被保佐人又は被補助人】 ●成年後見登記制度に基づく登記事項証明書の写し ●公的給付の受領に関する代理権が付与されていることが確認できる代理権目録の写し	追加書類なし
福祉施設の職員(老人福祉施設、児童福祉施設及び障がい者施設)	代理人となる施設職員の職員証	代理受給理由書
里親	措置決定通知書の写し	代理受給理由書
弁護士(留置施設・刑事施設に留置・収容されている未決拘禁者)	●弁護士であることが確認できるもの ●受給権者と交わした契約書等	代理受給理由書
上記以外の方	必要書類について、別途お問い合わせください。	

★代理受給理由書は、市HPからダウンロードできます。

★代理申請(受給)の場合、市の担当者が電話又は訪問により、当該世帯主と代理人との関係性について確認することがあります。